

連休期間における家畜防疫対策の徹底をお願いします！

国内で発生が続いている豚熱や高病原性鳥インフルエンザだけでなく、韓国ではアフリカ豚熱の継続的な発生や1年10か月ぶりに牛農場で口蹄疫の感染が確認され、4月以降は豚農場でも発生が続いていることから、流行状況の変化に注意する必要があります。

また、日本政府観光局からの発表資料によると、訪日外客数が2024年に3,600万人を越え過去最多となり、本年も増加傾向にあります。日本への入国者は、口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域が多く、併せて、持ち込み禁止の肉製品等の摘発が増加していることから、日本への家畜伝染病の侵入リスクは非常に高い状況です。引き続き、ご自身の農場を守るため、一層の緊張感をもって農場内への病原体侵入防止対策を徹底しましょう！

～畜産農場および関係者の皆様へ 次の点にご留意ください～

非清浄地域への渡航の自粛

✓アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への不要不急の渡航の自粛と、従業員等に対し国際郵便等による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底するようお願いします。

衛生管理区域及び畜舎内への病原体持込みの防止徹底

- ✓看板の設置等により、必要のない方（観光客等）が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること、又は不要な物を持ち込むことがないように配慮をお願いします。
- ✓衛生管理区域、特に畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・靴の着用、手指・持ち込む物品の消毒等必要な措置を実施するようお願いします。
- ✓病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、防護柵・防鳥ネットの設置・畜舎の壁や天井の破損・隙間等の点検と修繕等をお願いします。

毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

- ✓感染拡大を防止するためには、毎日の健康観察と早期通報が重要です。
- ✓豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等については、その特徴的な症状について、「特定症状（裏面参照）」が定められています。
- ✓特定症状を呈している家畜またはその死体を発見したときは、管轄する家畜保健衛生所に速やかに届出をお願いします。

口蹄疫の特定症状 (牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし)

次の1～3のいずれかの症状を呈していること（鹿の場合、1では①・③に該当すること）。

1 次のいずれにも該当すること。

① 39.0度以上の発熱があること。

② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。

③ 口腔内等^{※1}に水疱等^{※2}があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

4 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤もしくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く）

高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザの特定症状 (鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ ほろほろ鳥・七面鳥)

○同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が、対象期間（※3）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合。ただし、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合は速やかに連絡を！

○家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤もしくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは、遺伝子又は抗体が確認されること。

※3 対象期間…当日から遡って21日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇となる特段の事情の存した日又は、家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間）をいう。

豚熱・アフリカ豚熱の特定症状 (豚・いのしし)

次の1～5のいずれかの症状を呈していること。

1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚が当日及びその前六日の七日間に増加していること（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。

① 40度以上の発熱、元気消失又は、食欲減退

② 便秘又は、下痢

③ 結膜炎（目やに）

④ 歩行困難、後肢麻痺又は、けいれん

⑤ 消瘦、被毛粗剛又は、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

⑥ 流死産等の異状産の発生

⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は、血便

3 同一の畜房内において、当日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。

4 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個／ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。

5 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤もしくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合、当該検体から豚熱ウイルス又は、アフリカ豚熱ウイルスの抗原、もしくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種による抗体や母豚からの移行抗体を除く）が確認されること。

【注意】

家畜（家きん）の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等による、口蹄疫、豚熱・アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。